

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年5月2日 04時05分ごろ（現地時間）
発生場所	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市南方沖 （概位 北緯10°14.7′ 東経107°03.5′）
事故の概要	自動車専用船MIRACULOUS ACE及び貨物船BASIC CHALLENGERは共に航行中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年8月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 自動車専用船 MIRACULOUS ACE、37,661トン 9293521（IMO番号）、株式会社商船三井 B 貨物船 BASIC CHALLENGER（パナマ共和国籍）、22,866トン 9526722（IMO番号）、FOUR LAND (PANAMA) S. A.
乗組員等に関する情報	A 船長A（インド国籍） 締約国資格受有者承認証 船長（日本国発給） 航海士A（インド国籍） 締約国資格受有者承認証 二等航海士（日本国発給） B 不詳
負傷者	なし
損傷	A 左舷中央部外板及び同船尾部外板に亀裂を伴う擦過傷 B 不詳
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：風浪 波向東、波高約0.5m、うねり 波向南、波高約0.5m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aほか23人（インド国籍10人、フィリピン共和国籍13人）が乗り組み、船長Aが操船に当たり、ホーチミン港に向けて北進した。 船長Aは、左舷船首方に東進するB船の航海灯を視認したとき、B船は避航船であり、避航が必要ならばB船がA船を避けると思い、針路及び速力を保持して航行した。 船長Aは、その後、前方に認めた漁網等の灯火を避けることとし、左舵を取った後、B船が避航動作をとらずにA船に接近することに気付き、衝突の危険を感じ、機関を全速力前進として右舵を取り、さらに、汽笛を2回鳴らして左舵一杯を取ったものの、A船の左舷中央部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、東進中、B船の船首部とA船の左舷中央部とが衝突した。
分析	A船は、北進中、船長Aが、左舷船首方に東進するB船の灯火を視

	<p>認した際、避航船であるB船がA船を避けると期待し、速力を維持した状態で前方の漁網等の灯火を避けようと左舵を取ったことから、針路及び速力を維持するB船に接近し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、東進中、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられるが、B船の乗組員から協力が得られず、B船の航行状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が北進中、B船が東進中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、左方から接近する他船を認めた場合、継続的な見張りを適切に行うこと。 ・ 操船者は、右方から接近する他船を認めた場合、継続的な見張りを適切に行い、早期に右転するなど衝突を回避するための最善の措置を採ること。 ・ 操船者は、相手船の意図若しくは動作を理解することができない場合、直ちに汽笛で短音を5回以上鳴らすなどして警告したり、無線機で相手船の操船の意図を確認したりすること。 ・ 操船者は、保持船、避航船の立場にこだわらず、早期に衝突を回避するための最善の措置を採ること。 ・ 操船者は、接近する他船を認めた場合、できる限り早期に、かつ、大幅に他船の針路を避けること。